

庁舎整備基本構想 (改訂版)

市庁舎は時代の変化に合わせフレキシブルに

令和 2 年 6 月
木更津市

(令和 6 年 2 月 一部改訂)

目 次

1. はじめに	1
2. 仮庁舎の現状とこれからの庁舎整備の必要性	2
3. 庁舎の再配置計画	5
4. 庁舎整備の基本理念及び基本方針	10
5. 庁舎に求められる役割、機能	14
6. 庁舎の規模及び概算事業費	18
7. 整備事業手法	25
8. 駅周辺庁舎における整備事業手法の再検討 (令和6年2月 一部改訂)	26

参考資料

資料1 木更津市庁舎整備検討委員会の設置	27
資料2 木更津市庁舎整備検討委員会検討経過	29
資料3 木更津市庁舎整備検討委員会委員名簿	30

1. はじめに

本市では、昭和47年に建設した木更津市役所旧庁舎について、平成23年3月に発生した東日本大震災を機に、平成23年度に耐震診断を実施したところ、耐震性能が不足していることが判明しました。

そこで平成24年から庁舎整備事業に取組み始め、平成25年4月に「庁舎整備基本構想」及び同年9月に「庁舎整備基本計画」を策定し事業を進めましたが、東日本大震災からの震災復興事業や2020東京オリンピック、パラリンピック競技大会等の建設需要の高まりから建設労働者の不足、労務費や資材価格が急激に高騰し、財政状況などを勘案した結果、新庁舎の建設を延期せざるを得ない状況となりました。

このため、大規模地震発生時の来庁者や職員などの安全を確保する観点から、早期の仮庁舎への移転の緊急性、移転に係る期間、費用について検討した結果、令和6年度末（2025年）までの間、木更津駅西口駅前のスパークルシティ木更津及び朝日地区の商業施設イオンタウン朝日の2ヶ所の民間施設を仮庁舎として分庁して利用することを決定し、平成27年9月から業務を行っております。

一方で市では公共施設について、平成28年度に保有総量の削減、施設の効率性の向上、安心、安全で快適な利用環境の確保を原則とする「木更津市公共施設等総合管理計画」及び「木更津市公共施設再配置計画」を策定し、市が保有する公共施設の適正配置を様々な視点から検討しています。

このような状況を踏まえ、また現在の仮庁舎の賃貸借契約期間が半ばを向かえたことから、市の中核的な施設である庁舎の整備を総合的に検討するために、令和元年7月に学識経験者・関係団体を代表する者・公募市民の9名で構成された「木更津市庁舎整備検討委員会」を設け、平成25年4月に策定された庁舎整備にかかる基本的な方針の見直しを行い、令和2年2月に答申を受けました。

この答申を受けて改訂を行った本基本構想は、これからの庁舎整備にあたって「～市庁舎は時代の変化に合わせフレキシブルに～」とし、他の公共施設との配置のバランス、複合化等を考慮し、検討を行ったものであります。

本市ではより良い市民サービスの提供や効率的な行政運営を目指し庁舎整備を進めてまいります。

2. 仮庁舎の現状とこれからの庁舎整備の必要性

2-1 庁舎整備に係る検討の経緯

2013年（平成25年）4月に策定した庁舎整備基本構想、同年10月に策定した庁舎整備基本計画に則り、12月に庁舎整備事業の入札広告を行ったところ、2011年（平成23年）3月の東日本大震災からの震災復興事業等及び2020年（令和2年）に実施される東京オリンピック、パラリンピック需要の建設労働者不足、労務費や資材価格の急激な高騰を受け、事業費が予定価格を大幅に上回る事となったため、2014年（平成26年）3月に庁舎整備事業の入札参加表明者から辞退届の提出がありました。

この状況を受け、市庁舎整備事業について、1案として事業費を増額し現行の計画通りに建設する、2案として規模を縮小して増額を抑えて建設する、3案として建設需要の動向を注視し建設を延期することの3つの案について検討を重ねました。

なお、検討にあたっては、それぞれの案について新庁舎の供用開始が当初の計画よりも遅れることから、今後必ず発生するとされる首都圏直下型地震や相模トラフ沿いの大規模地震等に備えるために早期の仮庁舎移転を前提としました。

この3案について、来庁者、職員の安全を確保の必要性による早期の仮庁舎への移転の緊急性、仮庁舎への移転に係る期間、費用について検討した結果、新庁舎の建設については、建設事業費等が落ち着くと想定できる東京オリンピックが開催される令和2年後に延期すること。

また再開後は現市庁舎整備基本構想、基本計画に基づき推進すること、ただし、再開する際の社会情勢、本市の財政状況等により規模、事業手法等については再検討を行うこと。

さらに、延期の間は民間施設を利用する等との考え方から、仮移転先を木更津駅西口駅前のアクア木更津及び木更津市朝日の商業施設イオンタウン朝日の2階の2ヶ所に分庁することを決定し、平成27年9月に仮庁舎への移転を完了しました。

一方、平成28年度（平成29年2月）に木更津市公共施設再配置計画を策定し、新庁舎の建設に向けては、計画的な基金の積み立てを継続すること、PPPやPFI等の民間事業者が持つノウハウ、資金等を活用し、行政サービスの質の向上と経費の削減に取り組むこと等を位置づけました。

このような状況を踏まえ、また現在の仮庁舎の賃貸借契約期間が半ばを向かえたことから、市の中核的な施設である庁舎の整備を総合的に検討するために、平成30年11月から庁舎整備庁内検討委員会を開催し、また令和元年7月に学識経験者・関係団体を代表する者・公募市民の9名で構成された「木更津市庁舎整備検討委員会」を設け庁舎整備事業の検討を再開し、平成25年に策定した「庁舎整備基本構想」及び「庁舎整備基本計画」の見直しを行うこととしました。

2-2 国・県の動向及び社会情勢

平成23年3月の東日本大震災以降、太平洋沿岸の各自治体では、地震や津波等に関する自然災害に考慮する自治体が増えています。

国では、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第34条第1項の規定に基づき、中央防災会議が作成する、政府の防災対策に関する基本的な計画である「防災基本計画」を作成し、平成23年12月に東日本大震災を踏まえた地震・津波対策の抜本的強化、最近の災害等を踏まえた防災対策の見直しを行っています。

また、千葉県においても、東日本大震災により津波・液状化による大きな被害が発生しました。それをうけ平成24年4月に「東日本大震災を受けての提言」を公表し、液状化しやすさマップ、揺れやすさマップ及び津波浸水予測図を公表しています。

本市においても平成23年度に津波浸水発生調査を実施し「木更津市津波ハザードマップ」を作成し、平成25年4月から配布しています。

令和元年9月から10月に発生した台風15号及び19号の大雨、暴風により本市にも甚大な被害があったように近年では自然災害の規模が以前に比して遥かに大きくなっております

さらに地方行政を取り巻く新たな動向としては、景気の低迷、少子高齢化、高度情報化、地方分権、市民意識の向上、市民協働の進展をあげることができます。

2-3 木更津市の現状と今後の考え方

現在の本市は、昔ながらの港町として発展した港湾部分を中心に街区が形成されています。しかし近年、モータリゼーションの発達により社会基盤インフラが鉄道やフェリー等の現在の中心市街地を形成したものから、自動車を中心とした基幹道路（東京湾アクアライン、東京湾アクアライン連絡道、館山自動車道、首都圏中央連絡自動車道）の整備により国道や基幹道路周辺に郊外型の大型店舗等が集積し新しい街区を形成しています。

また、平成28年12月15日に「木更津市人と自然が調和した持続可能なまちづくりの推進に関する条例」（通称：オーガニックなまちづくり条例）を施行し、持続可能な希望ある未来に向けて市民・団体・企業等の地域社会を構成する多様な主体が連携をする「オーガニックなまちづくり」の推進を図っています。

さらにコンパクトシティを目指し、中心市街地活性化に取り組んでおります。

2-4 旧庁舎の状況

旧庁舎は、倒壊の危険があったため、平成28年12月から平成29年3月までの期間で解体を行いました。

2-5 仮庁舎の状況（現在の庁舎）

来庁者、職員の安全の確保の必要性による早期の仮庁舎への移転の緊急性、仮庁舎への移転に係る期間、費用等を検討した結果、平成27年9月より、市民・法人にとって使い勝手がよいこ

と、民間施設利用等の観点から、仮移転先を木更津駅西口駅前のスパークルシティ木更津及び木更津市朝日の商業施設イオンタウン朝日の2階の2ヶ所が最善であると考え、分庁しております。

2-6 仮庁舎への移転についての検証

市民からの意見として

2 か所に分庁したことは、来庁者による駅の西口、東口にそれぞれ賑わいがあり地域経済の活性化に繋がった。

駅前庁舎については、中心市街地の核である駅前に庁舎があることは良いこと。公共交通機関を利用する来庁者にとって交通の便が良い。

朝日庁舎については、窓口業務をワンフロアに集約したことにより、利便性が向上した。広い駐車場があるので車での来庁に便利だ。商業施設の一部としたことは、買い物のついでに用を足すことができ便利だ。

などの高評価を得ており、一定の効果があったものと考えております。

2-7 庁舎整備の必要性

現在の仮庁舎については、駅前庁舎、朝日庁舎ともに令和6年度に賃借契約が終了いたします。

令和6年度末（2025年）までの間延期した庁舎整備について、公共施設再配置計画、これに基づく基礎調査の結果を整理し、庁舎のあり方について検討する必要があります。

なお、令和元年9月に公共施設再配置基礎調査の中間報告を行い、その中で公共施設の配置ポイントとしては、～市庁舎は、時代の変化に合わせフレキシブルに～として、市庁舎整備については、官民連携による市庁舎整備を行うこととし、民間施設の一部を賃借して整備する方向性が示されております。

3. 庁舎の再配置計画

3-1 再配置候補地の整理 公共施設再配置基礎プラン

公共施設は、人口減少社会の到来、市民ニーズの変化、大規模災害や老朽化の対応など様々な課題が顕在しております。

このような状況から、中長期視点で、総合的かつ計画的な管理に関する基本方針を示した「公共施設等総合管理計画」及び個別の公共施設の再編の方向性を示した「公共施設再配置計画」を示したところであります。

公共施設再配置基礎プランは、公共施設再配置の具体的な検討をするにあたり基礎調査として、今後、効率的・効果的に行政サービスを提供していくための市庁舎等の候補地、当該位置における必要な機能、複合化する用途などを市民の利便性、将来の発展性などの観点から整理を行ったものです。

1. 配置ポイント～市庁舎は、時代の変化に合わせフレキシブルに～

公共施設再配置基礎調査によって示したプランは、次のとおりです。

ポイント1 官民連携による市庁舎整備

●木更津駅周辺に「市庁舎、市民交流スペース等」（民間施設の一部を賃借）

●朝日庁舎周辺に「市庁舎」（民間施設の一部を賃借）

（メリット）

- ・市庁舎を賃借することにより、建設に係る初期投資費用が抑えられる。
- ・市庁舎を賃借することで、建物を所有するリスクである建物維持管理・整備費（大規模改修・解体・修繕）等が、軽減される。
- ・市庁舎を賃借とすることにより、人口減少や経済状況の変化に合わせて場所や規模の変更ができ、経費縮減が期待できる。
- ・市庁舎を賃借とすることにより、他の賃借をしている民間事業との相乗効果が期待できる。
- ・木更津駅周辺に配置することで、公共交通機関を利用する人にとり便利である。
- ・木更津駅周辺に賑わいをもたらす。
- ・パークベイプロジェクト、富士見通り再開発等中心市街地活性化施策との連携がとれる。
- ・駅周辺にも市民交流スペース等を設けることにより利用者の利便性を向上することが出来る。
- ・朝日庁舎周辺は窓口を利用する市民にとりアクセス等利便性がよい。（窓口機能の集約）
- ・朝日庁舎周辺は広い駐車場を確保できる。
- ・商業施設と複合されていることにより買い物ついでに用が足せる。

（デメリット）

- ・貸主の状況（経営、管理状況など）に左右され、使用上の制約が生じる。
- ・民間施設を賃借することにより、社会情勢の変化等により月々の賃料の支払いが増加する場合がある。
- ・民間施設の一部を賃借するため、工程管理などで民間との連携が重要となる。
- ・市庁舎が分散した状態が解消されない。

ポイント2 学校と公民館の複合化（木更津第一中学校と中央公民館の複合化）

- コミュニティ機能向上（多世代交流）
- 公民館の機能向上（特別教室（音楽室、家庭科室、技術室等）の有効活用）

ポイント3 中規模ホールの新設

- 旧庁舎跡地を文教ゾーンとして中規模ホール、広場、市民交流スペース、商業空間等整備

ポイント4 市民体育館の更新

- ウェルネスゾーンとして、屋外に運動スペースを整備
- 既存市民体育館の機能の充実化（シャワールーム、更衣室、選手控え室の増設）

ポイント5 図書館の機能見直し

- 機能の分散化（駅前図書スペース⇒雑誌等、現図書館⇒児童書等）
- レンガ調の外観を利用した民間施設（カフェ等）



3-2 候補地の考え方

候補地選定に当たっては、さまざまな条件に照らし合わせ選定することが大切であり、以下の項目の検討が必要であると考えます。

1. 市民の声

庁舎・木更津市の現状に関する意見として以下のような意見があります。

① 駅前（駅西口）活性化を求める声

駅周辺は廃れてしまい寂しい街になってしまった。街の活性化のためには、駅前復活が必要。賑わいと利便性充実の声も多い。

② 現状（仮）庁舎維持の声

朝日庁舎は利用する側にとっては、とても便利であり既存の事実を有効に活用する声。

③ 気軽に集まれる庁舎

市民が気軽に集まれる庁舎を作ることにより市のことに興味がでて街が活性化されるとの声。

2. これからの庁舎とは、

これからの公共施設の在り方や技術の進歩等を捉えると「これからの庁舎」は次の3点が重要と考えることができます。

① 市民・利用者ファースト

市民や利用者の利用しやすさが最重要。適した場所で市民、利用者へ寄り添う。
(市民の声の反映)

② 働き方改革による業務効率化

I C T（情報通信技術）を駆使したネットワークやテレビ会議を積極導入。

どこでも働けるワーキングスタイルにより、業務効率化と生産性向上。

③ 柔軟な運営

自治体による新たな土地、建物取得は極力回避し、時代の変化に対応。

庁舎の候補地について

庁舎の候補地は、公共施設再配置基礎調査、市民の声、これからの市庁舎の考え方を受けて「市民・法人にとって使い勝手がよい」「柔軟な運営」「他の施設との複合化」の観点から現在の仮庁舎と同様に木更津駅周辺及び朝日庁舎周辺の2ヶ所に分庁して整備することが最善であると考えました。

なお、民間事業者との協議状況等によっては、候補地を見直すことも必要であると考えます。

3-3 再配置計画

(1) 再配置計画の考え方の整理

●木更津駅周辺

利便性が良く、法人からの利便性等評価が高いことより、法人対応が多い部署、市民の来庁が少ない部署を設置。

また、週刊誌等を読みながら、人が集えるための市民交流スペース等を併設する。

●朝日庁舎周辺

地域密着ショッピングセンター等と連携し、大きな駐車場を活用した市民が日常的に来庁する部署を設置する。

(2) 現在の仮庁舎の配置

■駅前庁舎



所在地	木更津市富士見1-2-1／7 ～ 8F
所有形態	賃借（賃借料3,800円／月坪）
敷地面積	—
延床面積	約42,679㎡
建築年度	1988年3月
賃借面積	3,549.16㎡ (定期建物賃借家契約書数値)
賃貸借期間	平成27.9～令和7.3
駐車台数	駅西口駐車場435台利用
開業時間	午前8時30分 ～午後5時15分
事業内容	
防災	津波ハザードマップ浸水深0.5～0.8m

アクセス環境	木更津駅西口駅前広場に面している。 駅前広場にはバスターミナルもあり交通拠点となっている。
周辺立地環境	木更津駅から港に向かう富士見通りはアーケードのある商店街であるが閉店している店も多い。 また東側に比べ駅周辺は高度化利用率が低く、低層建築が中心となっている。
現状施設に対する評価	駅前立地の為、電車・バスでの来訪がし易い。 法人向け部署が入所している為、業務上利用し易い。

■朝日庁舎



所在地	木更津市朝日3-10-19 イオンタウン木更津朝日2階
所有形態	賃借(賃借料3,520円/月坪)
敷地面積	—
延床面積	22,193㎡
建築年度	1982年11月
賃借面積	7,292.00㎡(別棟等含む合計) (定期建物賃借家契約書数値)
賃貸借期間	平成27.9～令和7.3
駐車台数	イオンタウン駐車場を利用
開業時間	午前8時30分～午後5時15分
事業内容	
防災	津波ハザードマップ 浸水無し

アクセス環境	前面道路は県道90号線、国道16号線にも近い。 木更津駅からは路線バス、イオンタウンの無料送迎バスを利用できる。
周辺立地環境	木更津駅から北東に1kmに位置している。 前面道路は県道90号線(富津線、清見台中央通り)には木更津市街地を東西に走っており、ロードサイド店舗が展開している。 北東には木更津市立西清小学校がある。基本的には居住エリアであるが木更津駅に近い市街地であるため職住混在化している。
現状施設に対する評価	入居する市民向けサービス部署と、地域密着ショッピングセンターとの相性が良く、利用するお客様目線としても、利用しやすい環境となっている。 市役所側・イオンタウン双方にとって有利な状況。

4. 庁舎整備の基本理念及び基本方針

地方行政を取巻く新たな動向、庁舎の再配置を踏まえた上で、より良い市民サービスの提供や効率的な行政運営を目指した新しい地方行政施設のあり方の基本となる庁舎整備の理念を考えます。

4-1 基本理念と基本方針（役割）

より良い市民サービスの提供と効率的な行政運営を目指して、庁舎整備の基本理念、基本方針を次のように設定します。

・基本理念-1 官民連携による未来を見据えたフレキシブルな庁舎

これからの庁舎は市民ニーズの多様化・高度化、地方分権の進展、少子高齢化による人口減少など、行政需要の変化に柔軟に対応できる施設であることが重要であり、そのために、他の公共施設との複合化を考えながら、民間事業者と協働して市民サービスを行うこと、また市による新たな土地、建物の取得は極力回避し、時代に即しカタチ（面積）をフレキシブルに変更できる庁舎形態を取り、民間事業者と連携して施設整備を行うことを目指します。

① 民間施設を賃借

- 行政が持つ人の流れを作る機能により民間施設との相乗効果が期待できます。
- 行政にとり、民間施設を賃借することにより、庁舎整備の初期投資を抑えることが出来、その経費を他の市民サービスへ充てることができます。
- 人口の構成や社会ニーズなどの将来の変化に柔軟に対応ができます。
- 人口減少や経済状況の変化等に合わせて場所や規模の変更が出来、経費節減が期待できます。

② 木更津駅周辺と朝日庁舎周辺の2ヶ所に分庁

- コンパクトシティを目指し、また中心市街地活性化に寄与するため、木更津駅周辺に、庁舎を整備します。
- 買い物ついでに用が足せ、広い駐車場を確保でき、窓口を利用する市民にとりアクセス等利便性がよい朝日庁舎周辺の商業施設に庁舎を整備します。

③ 他の施設との複合化

- 他の施設、行政機関等との複合化により、機能が繋がり、人が交流し、賑わいが波及することで市全体の魅力がアップすることを目指します。

・基本理念-2 市民に親しまれる開かれた庁舎

これまでの庁舎は、市民が届出などの必要な手続きを行ったり、要望を伝えたりするだけの場でありました。しかし、市民の価値観の多様化、少子高齢化の進展など市民生活を取り巻く環境が大きく変化しています。

今日の庁舎には、市民がもっと身近に、日常的にサービスを利用でき、多彩な市民活動や市民交流に対して施設空間を提供するなど、より多くの市民に親しまれる施設としての役割が求められています。

また、本市の特徴を活かした庁舎を計画することにより、まちの活性化にも繋がると考えます。

さらに行政計画策定への市民参画や行政の市民活動への支援を積極的に推進し、庁舎整備をきっかけに市民と行政が共に力を合わせて、市民協働を推進していくことが重要です。

基本理念に基づきあるべき役割（庁舎としての基本方針）として下記項目を考えております。

① 誰もが利用しやすい庁舎

- 出入口、通路、パブリックスペースの全てにおいて、ユニバーサルデザイン（※1）を導入します。
- ワンストップサービス（※2）機能の充実した窓口スペースを計画します。
- 掲示板やサイン等を充実させ案内性に優れた庁舎施設とします。

② 市民の交流、情報交換が図れる庁舎

- 市民サービスの充実を図れる利便施設を計画します。
- 市民広場等のパブリックスペースを庁舎施設内外に計画します。
- 市民活動用会議室や、研修施設等の市民共用のスペースを計画します。
- 市民が市政に関する情報を得られ、市民、議会・行政が交流・連帯し、協働を円滑にできる庁舎とします。
- 市民が雑誌等を読みながら交流を図れる市民交流スペースを設置します。

③ 観光、産業の発信地となる庁舎

- 地域アピール等の促進や地場産業、観光案内等の活動スペースの提供を計画します。

④ 地域らしさを活かした庁舎

- サイン等に地域らしさを活かします。

・基本理念-3 市民の安心・安全な暮らしを支える庁舎

日常の市民サービスの拠点となる庁舎は、市民が届出などの必要な手続きを行う市民サービスの場としての役割と、災害時の拠点として市民の安心・安全を支える場としての役割も併せ持っています。

平成7年の兵庫県南部地震以降、新潟県中越地震、能登半島地震、東北地方太平洋沖地震等、大規模な地震が頻発しており、市民の防災に対する意識が高まっています。特に、平成23年3月の東日本大震災以降、地震や津波等の自然災害に考慮する自治体が増えています。

また、令和元年9～10月の台風15・19号の大雨、暴風により本市にも多大な被害があったように近年では自然災害の規模が以前に比して遥かに大きくなっております

このことから自立性を備えたライフラインの代替設備や防災備蓄を備えた、防災拠点としての機能を発揮できる施設であることが重要と考えます。これからの庁舎は、庁舎としての十分な耐震性能を確保した安全な施設とします。

基本理念に基づきあるべき役割（庁舎としての基本方針）として下記項目を考えています。

① 安心・安全を備えた庁舎

- 情報管理など高いセキュリティ機能を備え、市民の情報財産を守り、外部からの侵入防止などを備えた安全・安心な庁舎施設とします。

② 防災拠点の機能が果たせる庁舎

- 災害時に防災拠点としての設備、機器等を配備した施設とします。
- 生活物資の備蓄ができる施設とします。
- 防災対策本部の機能を備えた庁舎施設とします。

③ 自然災害に対応した庁舎

- 災害に強い庁舎施設を計画します。
- 耐震性の確保、津波や浸水、液状化からの被害の無いようなことは当然ですが、非常時においても状況の変化に柔軟に対応できる業務継続性を備えた施設とします。

・基本理念-4 働き方改革に対応し、人や環境に優しい庁舎

今日の高度情報化社会の進展及び働き方改革は、市民生活を取り込み、行政の分野においても、総合的な行政運営の手段として、より質の高い市民サービスの提供と効率的な行政事務の実現が期待されています。将来的には、市民が市役所に出向かなくても、各種証明や申請が可能となることが予想され、また、職員もタブレット一つで業務を行えるなど、窓口のあり方も変わっていくと考えます。

このため空きスペースが生じることも予想され、そのようなスペースは、間仕切りの変更などによって相談機能の充実や市民の利活用スペースへ転換を図るなど有効に活用できる施設とします。

また、オーガニックなまちづくりを目指し、自立、循環、共生を進めることから、人や環境にやさしい施設を考えることが重要です。

基本理念に基づきあるべき役割（庁舎としての基本方針）として下記項目を考えています。

① 新技術に柔軟に対応できる庁舎

- ICT（情報通信技術）など最新技術革新に対応できる施設とします。
- どこでも働けるワーキングスタイルに対応した施設とします。

② 自然環境を最大限に利用し、人と自然をつなぐ、環境に配慮した庁舎

- 自然エネルギーの利用を考慮した施設計画とします。
- 太陽光や自然通風などを取り入れた、省資源、省エネルギー対策に配慮した庁舎施設

とします。

- リデュース・リユース・リサイクル（※3）を目指します。

※1 ユニバーサルデザイン

すべての人にとって共通に、安全で使いやすい製品や快適で不便のない生活環境をデザインしていくという考え方。

※2 ワンストップサービス

一度の手続きで、必要とする関連作業を全て完了させられるように設計されたサービス。

※3 リデュース

廃棄物を減らすこと。

リユース

一度使用したものをそのままの形で再び使用すること。

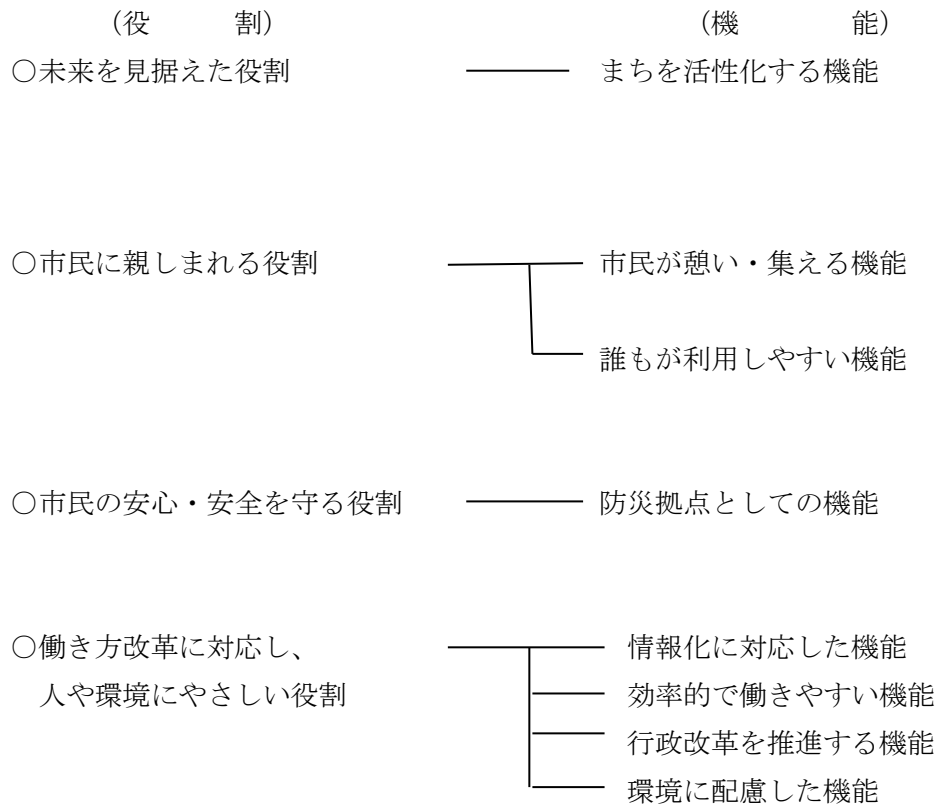
リサイクル

不用品や廃物を再生して利用すること。

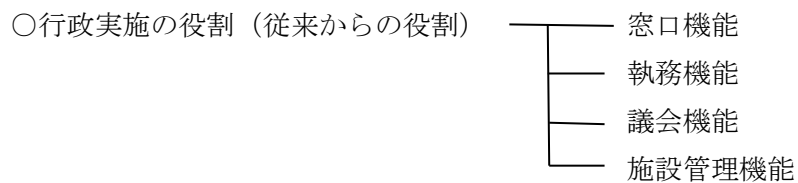
5. 庁舎に求められる役割、機能

基本理念から導き出される庁舎に求められる役割、機能については次に示すとおりとなります。

1 市民サービスの充実のための庁舎



2 行政機能としての庁舎



5-1 市民サービスの充実のための庁舎

(1) 未来を見据えた役割

本市が目指すオーガニックなまちづくりは、市民・団体・企業等の地域社会を構成する多様な主体が連携をすることを推進しており、官民連携で整備する庁舎はその役割を担う中心となるものです。

① まちを活性化する機能

少子高齢化が急激に進む中で、市民サービス向上のためには以前の市街地の拡大化からコンパクトシティを目指していく必要があります。

また、市庁舎があるところには、必ず人の流れができます。

このことより、市庁舎を中心市街地の核である木更津駅周辺とその周辺で市民に利便性が高い朝日庁舎周辺の2ヶ所に分庁して配置することで、木更津駅の西口、東口それぞれに人の流れが生じて市全体でまちが活性化します。

庁舎にはまちを活性化する機能が求められています。

(2) 市民に親しまれる役割

市民が気軽に集まれる庁舎を作ること、市の行うことに市民が興味を持つようになり、市民総出のまちづくりが行えます。

また、他の公共施設や商業施設と複合化して整備することで、市民は他の用件や買い物の「ついで」に市役所で用を足すことができるようになり利便性が向上し市民サービスの幅が一層広がります。

親しみのもてる庁舎の役割が求められています。

① 市民が憩い・集える機能

(1) 住民参画や情報公開の場の提供できるスペースを充実させ、市民が普段から行きたくなるようなパブリックスペース等充実を図り、NPO等、市民活動の支援のための施設や制度の充実が求められています。

(2) 庁舎に市民交流スペース等を併設し市民交流の場を提供することが求められています。

② 誰もが利用しやすい機能

庁舎へのアクセスを整備し、庁舎内を分かりやすく、フロア構成と動線計画が見やすく分かりやすくする案内表示を備えた、ユニバーサルデザインへの配慮が必要となります。

また、総合窓口の設置と共にワンストップサービスの実施が可能な施設計画、組織編成が必要です。

さらに、生活利便施設を併設し誰もが利用できる、利用しやすい施設が求められています。

(3) 市民の安心・安全を守る役割

災害時において、市民に対し有効な情報提供が可能であることにより、市民の安心・安全を守る役割が求められています。

① 防災拠点としての庁舎機能

(1) 災害時の防災機能の整備や情報機能の強化、生活物資の備蓄や非常用電源及び自家発電の設備を設置することにより、災害対策本部として指揮を取る防災拠点としての庁舎となります。

また、オープンスペースを確保することにより、災害時の一時避難場所、一時待避場所とすることも可能となります。

(2) 庁舎を2ヶ所に分庁することにより、片方が機能不全を起こした場合でも、残り一方で業務継続を行うことが出来ます。

※庁舎を2ヶ所に分庁するメリット・理由

○まちを活性化できること。

○災害等で庁舎の片方が機能不全を起こした場合でも、残り一方で業務継続を行うことが出来ること

(4) 働き方改革に対応し、人や環境にやさしい役割

① 情報化に対応した機能

庁内の情報環境の充実を図り、電子行政（書類の電子共用化や庁内のネットワークの整備・テレビ会議を積極導入、及び庁外とのネットワークを整備しコンビニエンスストア等での住民票等の発行や各種証明書類受領手続きを可能とする）の広範囲業務の実現及びICT（情報通信技術）などの最新技術革新に対応することが求められています。

② 効率的で働きやすい機能

(1) 働き方改革によりどこでも働けるようなワーキングスタイル（タブレットの導入・電子決裁の推進等）により業務効率化と生産性向上を図ることが求められています。

(2) 余裕あるフロア構成が望ましく、執務効率を考慮したワークスペースや共有空間を確保し、また、収納スペースも十分に考慮されることにより効率的で働きやすい庁舎となります。

③ 行政改革を推進する機能

時勢に対応した組織体制を整備し、行政機能及び組織の分散又は集中に対応可能なレイアウト変更が容易にできることが求められています。

④ 環境に配慮した機能

周辺環境への十分な配慮を行う計画が求められます。

また、オーガニックなまちづくりを目指し、自立・循環・共生のもと、省エネルギーを実現するために自然エネルギーの利用や廃棄物の削減に努めた庁舎施設運営が求められています。

5-2 行政機能としての庁舎の役割

① 窓口機能

(1) ワンストップ窓口等、市民にとってわかりやすい、市民を待たせない窓口機能が必要となります。

(2) 庁舎独特の空間で、住民に直接対応する市民課、納税課などで、待合ロビーと広い事務空間により構成されます。また、市民相談室、情報閲覧室等が必要となります。

② 執務機能

一般オフィスビルに近い空間で、職員が事務を取り扱う部分です。そのほか会議室、資料室等の施設機能が必要となります。

③ 議会機能

議場、全員協議会室、委員会室、正副議長室、議員控え室、議会事務局などからなり、他からの独立性を要求される部門です。また、議員図書室等の情報資料室が必要となります。

④ 施設管理機能

庁舎施設を維持管理する機能で、機械室、電気室、守衛室等のその他必要諸室となります。

6. 庁舎の規模及び概算事業費

6-1 庁舎の規模算定の基本

(1) 現在の仮庁舎の状況

1. 駅前庁舎

○木更津駅前西口の商業施設「スパークルシティ木更津」延べ床面積

8階 2, 387. 68 m²

7階 1, 161. 48 m²

○職員は現在約150人が勤務している

○法人部門、市民の来庁が少ない部署を設置

7階に市議会、市議会事務局

8階に市長公室・総務部・企画部・経済部・監査委員事務局

6階に中央公民館

2. 朝日庁舎

○木更津市朝日にある商業施設「イオンタウン木更津朝日店」延べ床面積

2階 7, 292 m²

○職員は現在約500人が勤務している

○市民が日常的に来庁する部署を設置

財務部・市民部・健康こども部・福祉部・都市整備部・会計室・教育委員会、教育部

農業委員会事務局・選挙管理委員会事務局

6-2 規模算定

平成25年度策定の基本計画では、庁舎を建設する必要面積を約18,000 m²と算定しています。今回の見直しでは民間施設の一部を賃借することとし、必要面積を約12,000 m²と算定いたしました。

算定にあたっては、平成25年度策定の基本構想・基本計画で盛り込んだ庁舎に必要とされる機能（防災機能・市民協働機能も含む）は含んでおりますが、民間施設利用のため機械室・電気室等は算定に含めず、また複合化を見込んでいる市民交流スペース等についても算定には含めておりません。

この面積を現在の仮庁舎と同様の組織で分庁した場合

木更津駅周辺庁舎 約4,000 m²

朝日庁舎周辺庁舎 約8,000 m²

となります。

なお、面積については、民間事業者との協議・施設形状により変わることがあります。また、組織等の変更によっても変わることがあります。

6-3 整備計画

(1) 庁舎の機能

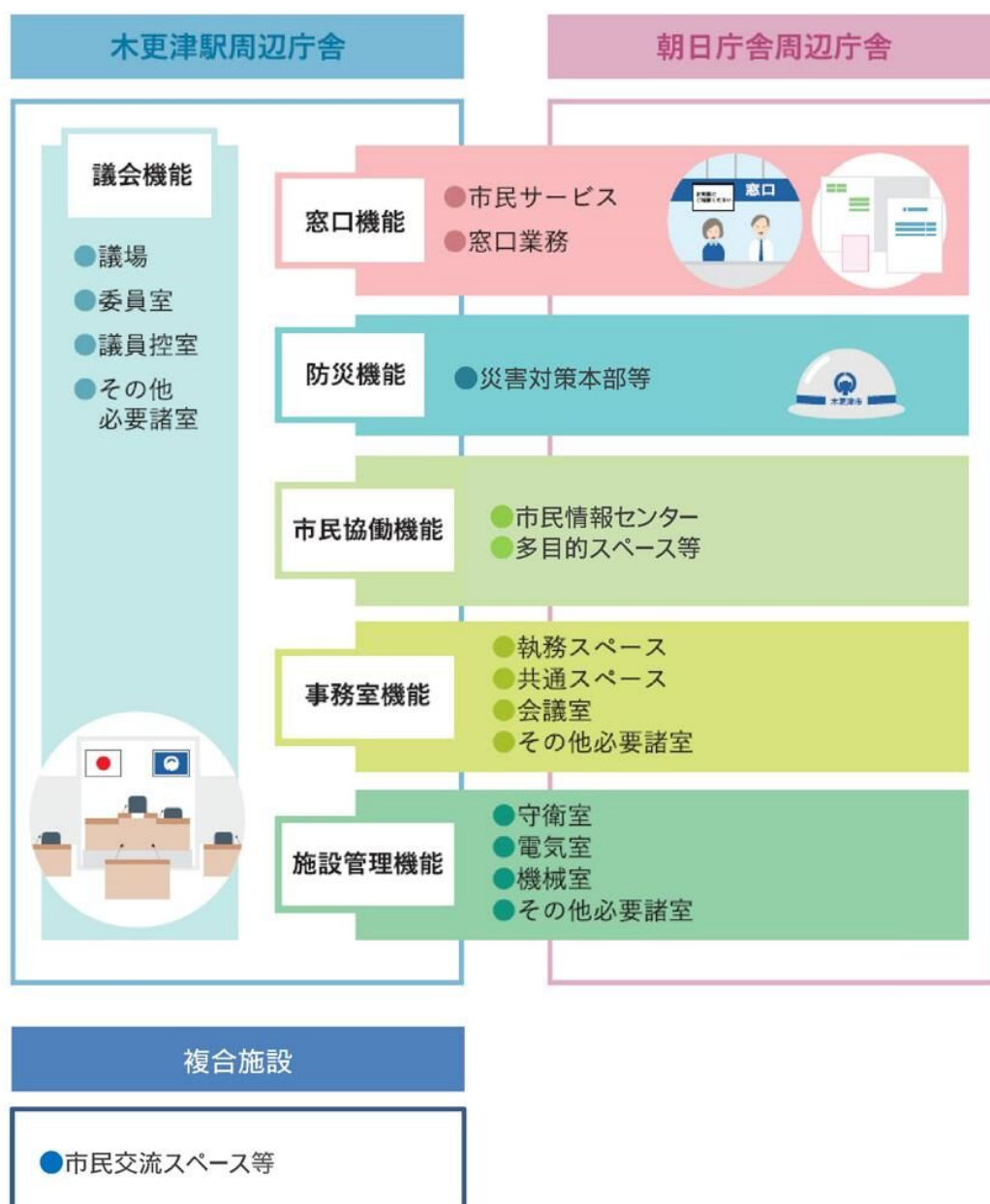
従来の市庁舎の主な機能は、窓口機能、執務機能、議会機能、施設管理機能であったが、庁舎では市民サービスの向上や高度情報化社会における業務環境の変化への対応、また、防災機能の強化等が重要となっています。

庁舎整備計画にあたっては、従来の基本機能に、新たに市民協働機能、防災機能を加えて、庁舎に必要な機能が有機的に構成されている必要があります。

また、木更津駅前の活性化、賑わいの創出のため複合施設として木更津駅周辺庁舎に市民交流スペース等の機能の設置を検討します。

行政機能

機能的には一体ですが、2つの庁舎に分庁して業務を行います。



（２）庁舎機能と配置

ワンストップ行政サービス提供の中心となる利用度の高い市民窓口部門について朝日庁舎周辺に、行政の執行部門と独立性の確保が必要な議会機能やセキュリティ管理が必要な機能を駅前庁舎に、付帯機能として広く市民に開放される市民協働機能、また防災機能を庁舎に複合させ配置する等、分庁している場合のアクセス性を考慮しながら、利便性と効率性を兼ねた庁舎機能の配置に配慮する必要があります。

① 庁舎に集約する組織等

木更津駅周辺庁舎と朝日庁舎周辺庁舎との役割分担については、現状の仮庁舎の状況が市民に好評であるため、これを基本とします。

なお、行政改革の推進等において、庁舎機能の役割の見直しがあった場合は、変更内容を反映していくこととします。

ア) 木更津駅周辺

法人部門、市民の来庁が少ない部署を設置することとし、

市長公室・総務部・企画部・経済部・監査委員事務局・市議会、市議会事務局とします。

イ) 朝日庁舎周辺

市民が日常的に来庁する部署を設置することとし、

財務部・市民部・健康子ども部・福祉部・都市整備部・会計室・教育委員会、教育部・農業委員会事務局・選挙管理委員会事務局とします。

② 庁舎に集約しない組織

施設を有し施設と一体となっている以下の組織は現状のままといたします。

環境部・都市整備部下水道推進課・まなび支援センター

③ 災害対応の防災機能（災害対策本部室等）

災害等で片方の庁舎が機能不全を起こした場合でも、もう一方の庁舎で業務継続が行えるように両方の庁舎に防災機能を設置します。

④ 市民協働機能（市民協働スペース）

平成25年度策定の基本構想・基本計画で庁舎機能として見込んだ市民、NPO法人、企業など地域の様々な主体が市と連携した活動を行う拠点である多目的スペースや情報提供スペース等を両方の庁舎に設置します。

⑤ 複合施設として市民交流スペース等

木更津駅周辺庁舎には、市民協働スペースに加えて市民交流スペース等を複合し、中心市街地活性化のために、より市民が憩い集えるような場所を提供します。

(3) 諸施設の整理

庁舎の必要規模の算定にあたっては、国土交通省の新営一般庁舎算定基準による施設区分を参考に諸室を区分します。なお、新たに追加を検討する防災機能等については、各基準には具体的に規定されていないため、付帯機能として区分を整理します。

表 各室の定義

	区分	定義
1. 基本機能	①事務室	特別職（市長・副市長・代表監査・教育長）の個室および応接室、部長職以下の職員の事務スペース
	②会議室等	会議室、電話交換室、便所、洗面所、湯沸室、受付、保健室等
	③倉庫	倉庫スペース
	④議会	議場、委員会室、議員控室（議場まわりの通行部分、階段、エレベータ等）等
	⑤玄関等	玄関、ロビー、廊下、階段、エレベータ、その他の通行部分等
2. 付帯機能	①防災機能	防災（災害対策本部室等）
	②市民協働機能	市政情報スペース、多目的スペース等

(4) 駐車場計画

☐現在の仮庁舎では次のとおり駐車場を利用しています。

●駅前庁舎

駅西口駐車場 435台利用

●朝日庁舎周辺駐車場

地域密着ショッピングセンター等と共同利用

☐駐車場の考え方

賃借する民間施設と共用とします。なお、木更津駅前が狭隘なため、賃借する民間施設が駐車場の整備ができない場合は、来庁者については市が指定する駐車場を利用し、利用料金が発生する場合、市で負担する方針とします。

公用車については、必要台数を確保するため計画に明示します。

(5) 現在の仮庁舎の機能及び配置



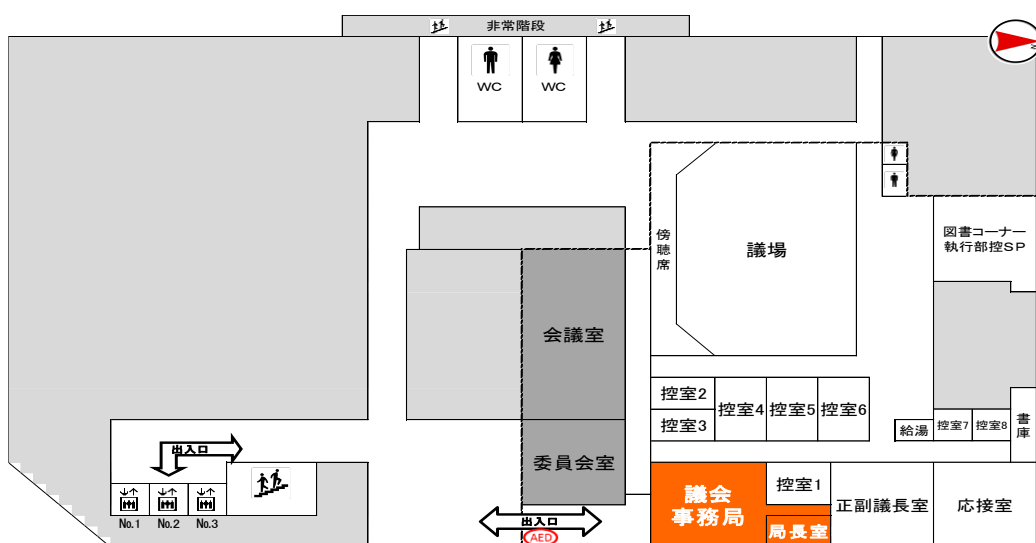
駅前庁舎	
市長	
副市長	
市長公室	秘書課
	経営改革課
	シティプロモーション課
	総務課（法規係、総務係）
総務部	職員課
	管財課
	危機管理課
企画部	企画課
	地方創生推進課
	地域政策課
経済部	農林水産課
	産業振興課
	観光振興課
市議会事務局	
監査委員事務局	

木更津市役所 駅前庁舎

木更津市富士見一丁目2番1号 スパークルシティ木更津(旧アクア木更津)



8階

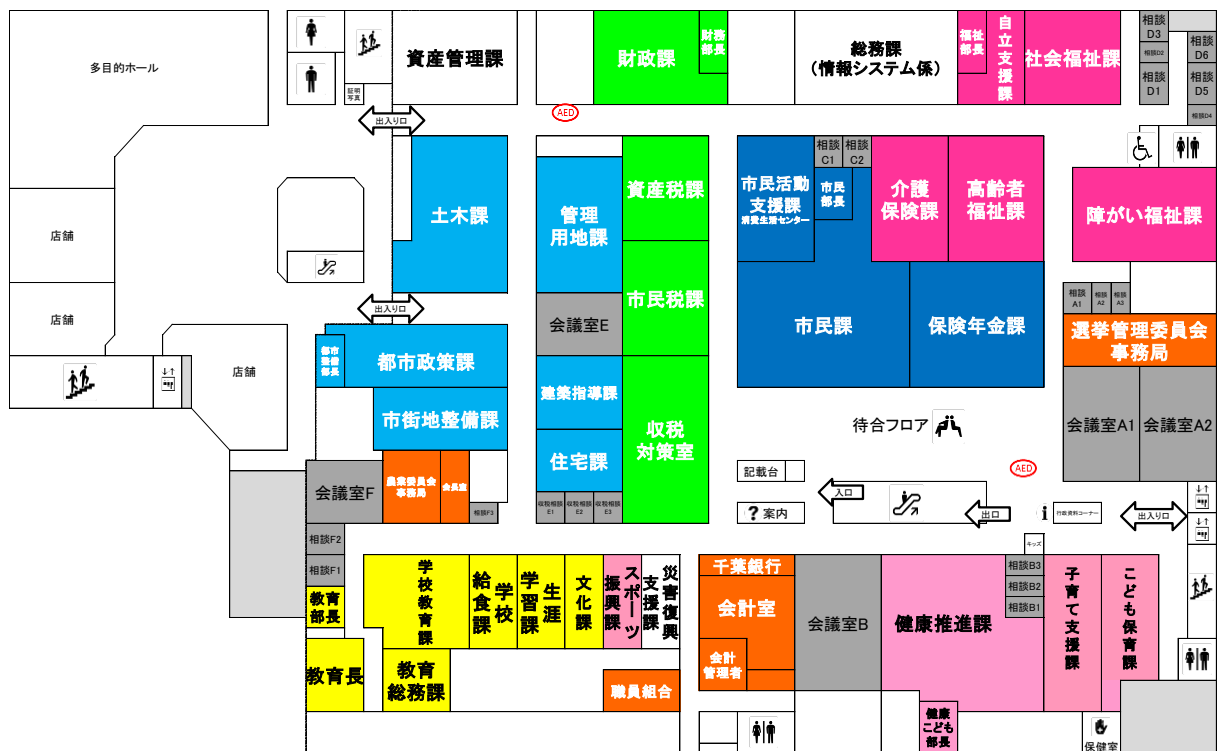


7階

朝日庁舎		
総務部	総務課 (情報システム係)	会計室
	資産管理課	教育長
	災害復興支援課	教育総務課
財務部	財政課	学校教育課
	市民税課	学校給食課
	資産税課	生涯学習課
	収税対策室	文化課
市民部	市民課	選挙管理委員会事務局
	保険年金課	農業委員会事務局
	市民活動支援課	
健康 こども部	子育て支援課	
	こども保育課	
	健康推進課	
	スポーツ振興課	
福祉部	社会福祉課	
	障がい福祉課	
	高齢者福祉課	
	介護保険課	
都市整備部	自立支援課	
	都市政策課	
	市街地整備課	
	建築指導課	
	住宅課	
	管理用地課	
	土木課	



木更津市役所 朝日庁舎



6-4 概算事業費の算出

(1) 概算事業費の検討

今回の改訂では、庁舎整備の初期投資を抑えることができ、その経費を他の市民サービスへ充てることができること、人口の構成や社会ニーズなどの将来の変化に柔軟に対応ができること、人口減少や経済状況の変化等に合わせて場所や規模の変更ができ経費節減が期待できること等から民間施設の一部を賃借して庁舎整備をすることといたしました。

また、「市民・法人にとって使い勝手がよい」「柔軟な運営」「他の施設との複合化」の観点から、現在の仮庁舎と同様に木更津駅周辺と朝日庁舎周辺の2か所に整備することといたしました。

庁舎整備費用としては、賃借面積を約12,000㎡と想定し、賃借料については、一般的なオフィスの市場価格を参考に、月額、坪あたり税抜き約4,000円(㎡あたり1,210円)から約7,000円(㎡あたり2,120円)と見込みます。

なお、別途かかる費用として維持管理費、内装工事費等の必要が見込まれます。

また、民間事業者との協議等により賃借面積、賃借料は見直す場合があります。

7. 整備事業手法

前記6 概算事業費の検討及びこれからの庁舎のあり方、以下3項目を考慮すると「賃借」が最適と考える。

1. 市民・利用者ファースト

市民や利用者の利用しやすさが最重要。適した場所で市民、利用者へ寄り添う。

(市民の声の反映)

2. 働き方改革による業務効率化

I C T (情報通信技術)を駆使したネットワークやテレビ会議を積極導入。

どこでも働けるワーキングスタイルにより、業務効率化と生産性向上。

3. 柔軟な運営

自治体による新たな土地、建物取得は極力回避し、時代の変化に対応。

賃借することによる効果

- 市庁舎を賃借することにより、建設に係る初期投資費用が抑えられる。
- 市庁舎を賃借することで、建物を所有するリスクである建物維持管理・整備費（大規模改修・解体・修繕）等が、軽減される。
- 市庁舎を賃借とすることにより、人口減少や経済状況の変化に合わせて場所や規模の変更ができ、経費縮減が期待できる。
- 市庁舎を賃借とすることにより、他の賃借をしている民間事業との相乗効果が期待できる。

8. 駅周辺庁舎における整備事業手法の再検討

1. 再検討の経緯

令和2年6月に策定した「庁舎整備基本構想（改訂版）及び庁舎整備基本計画（改訂版）」に基づき、現在の仮庁舎と同様に木更津駅周辺と朝日庁舎周辺の2か所に民間施設の一部を賃借することによる庁舎整備に向けて、令和3年12月に庁舎整備事業候補者選定審査会を経て、各庁舎の整備を行う事業候補者を決定しました。

令和4年3月には、事業候補者と事業化に向けた協定書を締結し、契約に向けた詳細協議を行いましたが、令和5年5月に駅周辺庁舎の事業候補者から、建設費等の高騰による事業費の上昇や事業用地として考えていた土地利用に関し地権者と最終合意に至ることができなかったことを理由として、事業化が困難である旨の通知があり、契約の締結に至りませんでした。このことから、駅周辺庁舎の整備事業手法の見直しが必要となりました。

2. 事業手法の再検討

（1）再検討に向けた課題

駅周辺庁舎について、事業の再検討に向けた主な課題は以下の3点と考えました。

① 事業用地の確保

確実かつ早期に庁舎を整備するため、木更津駅前西口駐車場の敷地を基本としました。

② 来庁者等の駐車場の確保

市庁舎や市民交流スペースの来訪者を対象とした駐車場を確保することとしました。

③ 必要な財源の確保

各事業手法における事業期間や総合費用を試算したうえで、今後の財政負担などを考慮し事業手法の検討を進めることとしました。

（2）事業手法比較

事業手法の再検討にあたり、民間事業者の意向やアイデアを把握するため市場調査を実施しました。この市場調査の結果を踏まえ、本市の財政状況を考慮しつつ、民間施設を賃借する方式と自前で建設する方式を比較検討した結果、駅周辺庁舎については、自前で「建設」することが最も有利であると考えました。

（3）庁舎規模の算定

駅周辺庁舎は、市が「建設」することから機械室や電気室等を面積の算定に含め、必要面積を「約6,000㎡」としました。駅周辺庁舎及び朝日庁舎周辺庁舎を合わせた必要面積合計は、「約14,000㎡」と算定いたしました。

参考資料

資料1 木更津市庁舎整備検討委員会の設置

附属機関設置条例

抜粋

(目的)

第1条 この条例は、法令に特別の定めあるものを除き、市長の権限に属する事務を処理するため必要な事項を定めることを目的とする。

(附属機関の定義)

第2条 附属機関とは、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第138条の4第3項の規定により設置される審査会、審議会、調査会等の機関をいう。

(設置及び組織)

第3条 本市は、別表に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務、組織、委員の構成、定数及び任期は、同表右欄に掲げるとおりとする。

(会長及び副会長)

第4条 会長又は委員長（以下「会長」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長」という。）は、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長の欠けたときは、その職務を代理する。

4 副会長が置かれていない附属機関にあつては、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する者が会長の職務を代理する。

(委員の任命等)

第5条 委員は市長が任命又は委嘱する。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 附属機関の会議は必要に応じ会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会議の運営等)

第7条 この条例で定めるもののほか、附属機関の議事及び運営に関し必要な事項は会長が定める。

(規則への委任)

第8条 別に規則で定めるところにより、附属機関に専門委員及び部会を置くことができる。

2 各附属機関の庶務は、規則で定める機関においてこれを処理する。

(市長への委任)

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

別表（第3条）

附属機関					
附属機関名	担任する事務	組織	委員の構成	定数	任期
木更津市庁舎整備検討委員会	本市の庁舎整備基本構想及び基本計画の策定について、調査し、審議し、必要な事項を市長に答申し、又は建議すること。	委員長 副委員長 委員	1 学識経験者 2 関係団体を代表する者 3 公募	10人以内	2年

資料 2 木更津市庁舎整備検討委員会検討経過

回数	開催日	議題等
第 1 回	令和元年 7 月 3 0 日 (火)	1 委嘱状交付 2 市長挨拶 3 委員長、副委員長の選任 4 諮問 5 庁舎整備基本構想及び基本計画について 6 庁舎整備計画の原状と方向性について
第 2 回	令和元年 1 0 月 2 日 (水)	1 庁舎候補地について 2 基本構想・基本計画の見直しについて
第 3 回	令和元年 1 0 月 2 9 日 (火)	1 庁舎候補地について 2 基本構想・基本計画の見直しについて
第 4 回	令和元年 1 1 月 1 8 日 (月)	1 庁舎整備基本構想 (改訂版) について 2 基本計画の見直しについて
第 5 回	令和元年 1 2 月 2 4 日 (火)	1 前回の議事内容の確認 2 庁舎整備基本構想 (改訂版) について 3 庁舎整備基本計画 (改訂版) について
第 6 回	令和 2 年 1 月 2 8 日 (火)	1 前回の議事内容の確認 2 庁舎整備基本構想 (改訂版) の一部修正について 3 庁舎整備基本計画 (改訂版) について
第 7 回	令和 2 年 2 月 1 7 日 (月)	1 前回の議事内容の確認 2 庁舎整備基本構想・基本計画のまとめ
市長へ答申	令和 2 年 2 月 2 7 日 (木)	1 庁舎整備基本構想及び基本計画の見直しについて (答申)

資料3 木更津市庁舎整備検討委員会委員名簿

番号	氏名	選出区分	所属等		備考
1	北野 幸樹	学識経験者	日本大学	建築・都市科学	委員長
2	八木 保夫		清和大学	行政法	
3	湯谷 賢太郎		木更津工業高等専門学校	環境都市工学	
4	北村 和則	市民関係 団体	木更津市区長会連合会		
5	江崎 勝博		かずさ青年会議所		
6	滝口 君江	福祉関係 団体	木更津市社会福祉協議会		
7	鈴木 克己	経済関係 団体	木更津商工会議所		副委員長
8	森 正人	公募委員			
9	渋谷 晃一				